

介護サービス事業者集団指導（小規模多機能型居宅介護） 質問と回答

番号	質問	回答	根拠法令等
1	<p>看護師の配置条件ですが、確か台東区は月に1日でもいることが望ましいといった要件だった認識ですが合っておりますでしょうか。</p>	<p>【地域密着条例】 基準条例第83条第4項、第9項及び【解釈通知】第3の四の2の(1)の②ホにより、看護師又は准看護師の配置が必要ですが、常勤を要件とはしておらず、毎日配置する必要はありません。1か月の間に登録者に対する健康管理等を適切に行えるよう、必要な配置をお願いいたします。サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の看護師又は准看護師により登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、看護師又は准看護師を置かないことができます。</p>	<p>【地域密着条例】 東京都台東区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例（平成25年3月25日条例第4号）</p> <p>【解釈通知】 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号）</p>